

事業承継を円滑に行うための遺留分に関する民法特例

経営者にとって事業承継には事業承継後の安定した企業経営、後継者の確保や後継者への自社株式の贈与など様々な課題がありますが、今回は後継者に自社株式を生前贈与や遺言により集中させたときに想定される問題と、対応策として中小企業経営承継円滑法において設けられた「[遺留分に関する民法の特例](#)」の規定についてご紹介します。

1. 想定される問題点

後継者である特定の相続人又は相続人以外の者が会社を引き継ぎ、安定した企業経営を続けていくため、現経営者が、後継者に自社株式を集中しておく場合があります。しかし後継者以外の相続人には「[遺留分](#)」(※)があるため、後継者に自社株式を集中できないおそれがあります。

(※)「[遺留分](#)」とは本来、自分の財産は誰にどのように残すのも自由ですが、民法は遺族の生活の安定や最低限度の相続人間の平等を確保するために、相続人(兄弟姉妹及びその子を除く。)に相続の権利を保障しています。他の相続人が過大な財産を取得したため自己の取得分が遺留分よりも少なくなってしまう場合には、自己の遺留分に相当する財産を取り戻すことができます。遺留分の額は、遺留分算定基礎財産(遺産に一定の生前贈与財産を加え、負債を差し引いた財産)に遺留分の割合(原則として法定相続分の2分の1)を掛けて算出します。

例えば、子が3人、後継者である子1人にすべての財産を相続させると、他の子の遺留分を侵害することになり、財産を相続できなかった子は後継者に対して遺留分の減殺請求をすることができます。

生前に財産を贈与したとしても、それが他の相続人に不利益となることが分かったうえで行われた贈与だった場合、その贈与財産も含めて遺留分の計算が行われます。

後継者が自社株式の生前贈与を受けて会社を引き継ぎ、経営努力によって会社を発展させればさせるほど、自社株式の評価額が上がり、現経営者の相続のときに遺留分算定基礎財産に占める自社株式の比率が増えて、他の相続人の遺留分を侵害する可能性が高まることになります。

2. 対応策として中小企業経営承継円滑法において設けられた「[遺留分に関する民法の特例](#)」

上記のような遺留分の問題に対処するため、経営承継円滑化法は遺留分が円滑な事業承継を妨げることがないように、「[遺留分に関する民法の特例](#)」を規定しています。

上記の民法特例を活用すると、後継者を含めた現経営者の推定相続人全員の合意のうえで、自社株式を遺留分の対象から外す「[除外合意](#)」と、相続時の自社株式の評価額を贈与時点のものに固定する「[固定合意](#)」を行うことができます。

除外合意により、事業継続に不可欠な自社株式等に係る遺留分減殺請求を受けることを未然に防止することができます。自社株式が分散してしまうことを回避することができます。

また固定合意を利用すれば、自社株式の価額が上昇しても遺留分の額に影響しないことから、後継者は相続時に自社株式上昇分に係る遺留分の主張を受けることがなくなります。

3. 「[遺留分に関する民法の特例](#)」の適用を受けるための要件及び手続き

(要件)

- ① 会社：合意時点において3年以上継続して事業を行っている非上場企業であること。
- ② 現経営者：過去又は合意時点において会社の代表者であること。(現経営者は法律上「旧代表者」とされています。)
- ③ 後継者：合意時点において会社の代表者であること。
現経営者からの贈与等により株式を取得したことにより、会社の[議決権の過半数](#)を保有していること。
(注)推定相続人以外の方も対象となります(平成28年4月1日以降に合意したものに限り)。

(手続)

後継者は、その合意から1ヵ月以内に、合意の内容の合法性につき、経済産業大臣に確認の申請を受け、さらに、その確認後1ヵ月以内に家庭裁判所に許可の申立てを行い、この家庭裁判所の許可を受けて、はじめて「[除外合意](#)」、「[固定合意](#)」の効力を認められることとなります。

4. まとめ

遺留分によって後継者への事業承継が上手くいかないケースは少なくありません。そのような状況を未然に防止するために「[遺留分に関する民法の特例](#)」の手続きをお勧めします。遺留分に関する民法の特例を受けるための要件や手続きの準備などについては税理士等の専門家に相談しながら進めていき、事業承継をスムーズに行うための対策を行っておくことが重要です。

(担当：井津上 栄治)